

Q1. 給与所得(公的年金等)の源泉徴収票に記載されている「源泉徴収時所得税減税控除済額」とは何か。

A. 令和6年中に、定額減税により、勤め先の給与や公的年金等の源泉徴収の際に、減税された所得税額(実際に定額減税された金額)です。

Q2. 給与所得(公的年金等)の源泉徴収票に記載されている「控除外額」とは何か。「控除外額」が給付されるのか。

A. 定額減税しきれなかった金額です。

源泉徴収票や年金報告書等の控除外額は、所得税から定額減税分を引ききれない額であり、令和6年に市から支給した当初給付金は、この控除外額を穴埋めするために支給したものです。

今年度の給付金は、新たな物価高対策によるものではなく、令和6年の当初給付金で穴埋めしきれない分を支給するものであり、令和6年に実施した当初給付金が控除外額よりも多い場合または同額の場合は、不足額給付金は発生しません。

【控除外額が給付されない例】

- 既に、昨年の当初調整給付(黄色い封筒でお知らせ)で、控除外額を上回る額もしくは同額を給付されている。
- 控除外額として記載がある源泉徴収票以外にも所得がある。

Q3. 令和6年中に別の自治体から調布市に引っ越してきました。不足額給付はどこの自治体からもらえますか。

A. 令和7年1月1日に住所があった自治体から給付されます。

よって、令和7年1月1日時点で調布市にお住いであれば、調布市から給付されます。

申請等の手続きについては、「市ホームページ」や「市報ちょうふ7月5日号」をご確認ください。

Q4. 令和6年中に国外から転入し、令和6年分所得税が発生しました。定額減税が引ききれなかった場合は「不足額給付1」の対象となりますか

A. 令和7年1月1日時点で調布市にお住いの方であれば、令和6年1月1日以降に国外から転入していた場合でも「不足額給付1」の対象となる可能性があります。

ただし、その場合は、個人住民税分の1万円は含まれず、所得税分の3万円のみを基礎として給付額を算定します。

Q5. 令和 6 年中に子どもが生まれて扶養親族が増えました。令和 6 年度に実施された定額減税補足給付(当初調整給付)は既に受け取っていますが、給付額の算定の基準となる扶養親族数には、新たに生まれた子どもが含まれていません。新たに生まれた子どもの分の追加給付はもらえますか。

A. 令和 6 年中に子どもが生まれた場合、所得税分の定額減税補足給付金につきましては、再度算定し、不足分を追加で給付いたします。

令和 6 年度に実施した定額減税補足給付(当初調整給付)は、令和 5 年中の収入や扶養親族数等を基にした推計額を用いて算定しています。よって、令和 6 年分の収入や扶養親族数等が確定した後、再度算定し、定額減税補足給付(当初調整給付)に不足がある場合には、令和 7 年度に追加で給付することとしています(不足額給付)。

なお、このケースにおいては、住民税分の定額減税補足給付金につきましては、令和 6 年度住民税課税情報(令和 5 年中の収入や扶養親族数等)によって決定いたしますので、追加の給付はございません。

Q6. 国外に居住している子どもを扶養親族としていますが、子どもは不足額給付の加算対象になりますか。

A. 定額減税補足給付金(当初調整給付及び不足額給付)は、国内のデフレ脱却のための一時的な措置であるため、国外居住親族(留学生など)は加算対象にはなりません。

Q7. 定額減税補足給付(当初調整給付)を受給した後に確定申告を修正し、給付額に不足があります。令和 6 年中に出国しましたが、不足額給付はどうなりますか。

A. 定額減税補足給付(当初調整給付)の対象者であっても、令和 7 年 1 月 1 日時点で国内にお住まいでない(住民登録がない・死亡者である)場合は、不足額給付の対象とはなりません。

Q8. 事業専従者ですが、令和 6 年分の所得税額、令和 6 年度個人住民税所得割額が 0 円です。不足額給付はありますか。

A. 所得税、個人住民税所得割の定額減税前の税額がないことによって本人としての定額減税が受けられず、扶養親族等としての定額減税の対象にも制度上含まれない事業専従者の方については、1 人あたり最大 4 万円の支援が行われるよう「不足額給付 2」の対象としています。

(注) 低所得世帯向け給付(住民税非課税世帯への給付等)を受給している場合は、給付対象となりません。

Q9. 令和 5 年度(令和 4 年中の収入)個人住民税は非課税であり、非課税の世帯給付を受給しましたが、令和 6 年度(令和 5 年中の収入)個人住民税は課税となり定額減税補足給付(当初調整給付)を受給していました。不足額給付も受けることはできますか。

A. 令和 5 年度非課税世帯への 7 万円給付・均等割のみ課税世帯への 10 万円給付と、定額減税補足給付金「不足額給付 1」は併給可能です。

Q10. 令和 6 年度は個人住民税非課税であり、非課税等の世帯給付を受給しましたが、令和 6 年中に収入があり、令和所 6 年分所得税から定額減税しきれない額が発生しました。不足額給付を受けることはできますか。

A. 令和 6 年度非課税世帯等への 10 万円給付と、定額減税補足給付金「不足額給付 1」は併給可能です。

(注): 令和 6 年度に「新たに非課税または均等割のみ課税となった世帯への給付」を受給後に、令和 6 年度個人住民税所得割額の修正(非課税から課税)となった場合、不足額給付の対象とならない場合があります

Q11. 修正申告等により、非課税等から課税になったことで、「当初調整給付」の対象となったものの、「当初調整給付」の受給申し立てをせず、「新たに令和 6 年度住民税非課税等となる世帯への給付」を受給したまま、今回の「不足額給付 1」対象になりそうな場合、どうすれば良いですか。

A. 申請期限までに、本人から申し出があり、両給付金の要件を満たしている場合には、どちらかの給付を選択いただくことになります。その上で、不足額給付を選択した場合、「新たに令和 6 年度住民税非課税等となる世帯への給付」を返還いただいた後であれば、不足額給付の対象となります。